

箕面市GISサーバー及びソフトウェア更新等業務 業務共通仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、箕面市（以下「発注者」という。）が実施する「箕面市GISサーバー及びソフトウェア更新業務」（以下「本業務」という。）について各業務（1）（2）（3）（4）共通に必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

本業務は、市内既存の統合型GIS、上下水道管路管理システム、道路台帳管理システム、公有財産台帳管理システムについて、今後も継続して各システムを利用することが可能となるよう、ハードウェア及びソフトウェアの更新を実施することを目的とする。

第4条（一括委託又は一括下請けの禁止）

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負してはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

第5条（業務履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から平成31年3月31日までとする。

第6条（提出書類）

本業務の着手に先立ち、受注者は、速やかに次の書類を発注者に提出し、その承認を得るものとする。また、それらの変更についても同様とする。

- （1） 業務着手届
- （2） 業務実施計画書
- （3） 業務工程表
- （4） 管理技術者届
- （5） 担当技術者届
- （6） その他発注者が指示する関係書類

第7条（実施体制）

下記資格を保有する管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。また、本業務にて更新を実施する各システム毎に、それぞれ担当技術者を配置すること。

- （1） 管理技術者
測量法第49条により登録された測量士の資格を有し、且つプロジェクトマネージャ

の資格を有するものであること。また、情報セキュリティに関する高度な知識・技能が要求されることから、情報処理安全確保支援士の資格保有者であること。

(2) 照査技術者

本業務の照査を行う者として、情報基盤整備および空間情報関連業務に精通していることが要求されることから、技術士（情報工学部門）かつ空間情報総括監理技術者の資格保有者であること。また、業務要件分析から設計、開発、テストまでの一連のプロセスを担当でき、情報システムを総合的に点検・評価する者が要求されることから、プロジェクトマネージャまたはシステム監査技術者の資格保有者であること。

(3) 担当技術者

各業務において、下記の通り担当技術者を配置するものとする。

・統合型GIS更新業務

測量法第49条により登録された測量士の資格を有し、統合型GISの導入または更新業務を担当した実績を有するものと配置するものとする。

・上下水道管路管理システム更新業務

測量法第49条により登録された測量士の資格を有し、同自治体での上水道管路管理システム及び下水道管路管理システムの導入または更新業務を担当した実績を有するものを配置するものとする。

・道路台帳管理システム更新業務

測量法第49条により登録された測量士の資格を有し、道路台帳管理システムの導入または更新業務を担当した実績を有するものと配置するものとする。

・公有財産台帳管理システム更新業務

測量法第49条により登録された測量士の資格を有し、公有財産台帳管理システムの導入または更新業務を担当した実績を有するものと配置するものとする。

第8条（品質・情報管理）

受託者は、本業務においてデータ等の取扱いについて個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うとともに、品質・環境の保持の観点も留意するものとする。

企業としての管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとし、具体的には下記（1）（2）（3）（4）の承認・認証を受けているものとし、受託者は契約時にこれらを証明する書類を提出するものとする。

(1) JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

※契約拠点及び作業拠点が取得していること

(2) JIS Q 15001（プライバシーマーク）

(3) ISO 9001（品質マネジメントシステム）

(4) ISO14001（環境マネジメントシステム）

第9条（情報セキュリティ方針）

本業務に関する情報セキュリティの基本的方針を以下に示すものとする。

- （1） データの複製等は、削除すること。
- （2） データの授受に使用する外部メディア等において、本業務に関係の無いデータと混在させないこと。
- （3） データを授受するための外部記録媒体は、媒体自体に暗号化機能付きに限ること。
- （4） 搬送時は、キャリングバッグ（施錠付き）に外部記録媒体を格納すること。
- （5） 発注者の監督職員からデータを受け取った受注者の担当者は、その本人が業務履行場所まで持ち帰ることとし、帰社した際は、監督職員に無事データを持ち帰ったことを電話かメールで報告すること。尚、郵送等の外部搬送は厳禁とする。
- （6） 個人情報を含むデータの授受を行う場合は、外部搬送することなく、専用回線（L GWAN回線含む）を利用し、データ授受を行うこと。

第10条（品質の保持）

各業務において、受託者は業務着手時に製品仕様書を作成し成果品の品質について明確にするものとする。各業務納品時には、製品仕様書を基に検査を行い、著しくその精度を損なっている場合等が確認された際は速やかに、原因の究明及び発注者への報告、業務成果の修正を行うものとする。なお、製品仕様書の作成においては、業務毎に発注者と受託者で協議の上決定を行うものとする。

第11条（事故等の処理、損害賠償）

受託者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。尚、受託者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合及び紛争が生じた場合は、受託者の責任において解決し、損害賠償については、受託者が負うものとする。

第12条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて箕面市に帰属するものとし、受託者は、発注者の許可なく使用、流用してはならない。成果品のうち、本件プログラムに結合されまたは組み込まれたもので、受託者が従前から有していたプログラム、および受託者が本件業務の実施中または新たに作成したプログラムの著作権は、受託者に留保されるものとする。ただし、発注者は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を自己利用するために必要な範囲で著作権法に従い利用できるものとする。

また、成果品のうち本業務で作成されたデータ類の著作権は、発注者に属する。

第13条（成果品の検査等）

成果品の検査については、管理技術者立会いのうえ発注者の承認を得た後で受けるものとする。

また、本業務の途中においても、発注者は、必要に応じて、随時、仕様書に基づき検査を行い、受託者に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受託者は、速やかにその指示に従わなければならない。

第14条（成果品の瑕疵）

検査完了後から1年間、成果品に瑕疵が発見された場合、受託者は発注者の指示に従い必要な処置を受託者の負担において行うものとする。受託者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合も、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。